

3月定例会・一般質問その1

国保税、毎年6.6%引上げを問う



米原市民報

日本共産党米原市議員
山脇正孝 Tel.52-1093
日本共産党米原市議員
藤田正雄 Tel.55-1527

<http://www.jcp-maibarashigidan.com/>

3月定例会での日本共産党米原市議団・藤田議員の一般質問に対する市当局の回答を掲載します。今回は国保税引上げについてです。マイナカード等の質問は次号で。

藤田議員の一般質問

国保税引上げは耐えられない

Q、国保税引き上げのシミュレーションはどうなっているのか

A、令和5年度の税率は、県による剰余金の活用と合わせて本市において基金を活用することで引き上げ幅を抑制するとともに、被保険者に対して今後の予測等を示した上で、なだらかな伸び率になるように、段階的に引上げを行いたいと考えております。今後、一層

高齢化や医療の高度化が進む中、持続可能な医療保険制度の維持のため、保険税を算定していますが、所得の低い方に対しては軽減措置を講じ、負担の緩和を図っていきたくと考えています。

県内保険料統一は必要でない

Q、保険料の統一は必要か

A、県第2期国保運営方針では令和6年度以降の出来るだけ早い時期の保険料水準の統一や事務の効率化等について検討することとしています。

国保は、「年齢構成が高く、医療費水準が高い」、「所得水準が低く、保険料負担が重い」といった構造的な課題があり、財政運営が不安定になるリスクを軽減するために、都道府県が国保の財政運営の責任主体となり、市町村とともに国保の運営を担っていくこととされています。

市としても、保険給付は共通でありますが、保険税は市町間で異なるため、不公平感もあると考えられ、県全体の保険料の統一化を

図る必要があると認識しています。

県の激変緩和措置は

Q、第3期の国保税の激変緩和措置について

A、県からは、令和5年度に策定予定の、第3期運営方針に向けては、現在のところ激変緩和を実施する予定は無い旨確認しています。本市としては、可能な限り標準保険料率に激変が生じないよう、県としての支援をいただけるよう、要望していきたくと考えています。

Q、一般会計繰入について

A、現在、県内市町において決算補填等を目的とした、法定外繰入を行っているところはあります。また、国においては、決算補填等目的の繰入をしている市町には解消を求めている、本市においても決算補填等目的の法定外繰入は想定していません。

子どもの均等割の検討は

Q、検討状況について

A、国においては未就学児に係る均等割の5割を軽減することとされました。県と市町は話し合いを進めていくこととされており、県と市町の協議では、県および市町から国に対して、制度の拡充等に向けて要望しております。しかし、国の基準を超えて独自に一律の保険料軽減を条例で定めることはできないとされており、本市では18歳以下の子どもに係る均等割負担をなくすため、国保子育て世帯応援金を交付し支援を行っているところですが、

コロナ禍での減免は

Q、税減免制度、傷病手当金制度の実施状況は

A、傷病手当については、令和5年2月17日現在で18件、約77万円を給付しています。また、新型コロナウイルスの影響による国保税の減免は、令和5年2月17日現在で2件、約30万円を減免しています。令和5年度以降については、新型コロナウイルスは5類感染症に位置付けられることから、国による財政支援も終了する見込みとなっており、本市においても国の動向に応じて対応する予定です。

資格証明書、差押え等は

Q、資格書、短期証、差押えの運用は

A、令和3年度においては、短期保険証を109世帯、資格証明書を26世帯に交付しています。また、国保税の差押えについては令和3年度で32件、約1・250万円となつています。また、国保税の納付が困難な世帯に対しては、必要に応じて福祉の窓口にお繋ぎし、支援させていただいているところです。資格証明書および短期被保険者証の交付対象の基準については、国において示されている基準等に沿って、交付対象基準を標準化することとされており、具体的な事務処理は各市町の実情に応じて対応することとしており、滞納とならないよう早期の納付をお願いすることとしています。

政治革新の道しるべ、
真実つたえ希望はこぼ

しんぶん 赤旗

日刊●月 3497円
日曜版●月 930円

滋賀民報●月380円